

独立行政法人製品評価技術基盤機構の  
平成 19 年度の業務運営に関する計画  
(年度計画)

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの事業年度における業務運営に関する計画は、以下のとおりとする。

・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置

A. 共通事項

1. 戦略的な人材育成の推進

- (1) 職員の技術能力及び企画立案能力の向上のため、必要となる人材像に向けたキャリアパスを考慮しつつ、新規採用職員、中堅職員、管理職等を対象とした階層別研修のほか、各分野における内部教育訓練を積極的に実施する。
- (2) 職員の専門的技術の取得・向上のため、各省庁、団体、外部専門機関等の行う研修に積極的に参加する。
- (3) 中長期的視点に立った戦略的な人材育成を図るため、大学、行政機関等内外の関係機関との人事交流、国際会議等への若手職員の派遣、専門的能力を有する人材の登用等を積極的に行う。

2. 戦略的な広報の実施

機構の業務内容とその成果や重要性について、広く国民に理解が浸透し、機構の発信する技術に関する情報がより広く活用されるようにするため、広報戦略を適宜改訂するとともに、これに基づいて以下の広報活動を実施する。

- (1) 各分野における業務成果の具体的ユーザーとなり得る関係機関に対して、積極的に出向いて新たな利活用の方法を提案する等の広報活動・営業活動を推進する。
- (2) 各分野における業務成果の活用を図るため、積極的に成果発表を行い、また、展示会等に参加して具体的ユーザーとなり得る者に直接利用を促す。
- (3) 特筆できる成果については、経済産業記者会等への投げ込みのほか、一般誌、専門誌等に対して積極的な働きかけを行い、マスコミを通じた積極的な情報発信を行う。
- (4) 平成17年度に開設した広報展示スペース、及び制定した基本理念、スローガン、ロゴタイプを積極的に活用するとともに、一般国民に接する機会としてのイベントである親子見学会を、平成18年度に実施した経験を踏まえてより効果的なものとして実施し、機構の業務全体の理解浸透、支持者・支援者の拡大を図る。

3. マネジメントの改善

- (1) 企画委員会の審議対象としてより効果的なものへ重点化を図り、更に機能を発揮させ、運営会議についての高次の経営判断への貢献を図る場としての更なる活用、企画管理機能の強化を図る。

については、第2四半期までに機構業務全体の効果的かつ機動的運営を企図しつつ

アクションプランを取りまとめる。

- (2) 職員の自主性、自発性を高め、中期目標、中期計画、年度計画を着実かつ、効率的に達成するため、組織の重点課題を設定し、内部の予算配分への反映を図るとともに、目標管理制度の効果的な運営を図る。

能力評価制度については、前年度の試行結果の分析・検討を行い、適切な人材マネジメントを行うため、本格的な実施を図る。制度改善を図り昇給等の処遇や職員の能力開発に反映するため、本格的な実施を図る。

- (3) 平成17年度にとりまとめたアウトカム評価に関する調査の結果及びそれに基づいた18年度の実践を踏まえ、各部門においてそれぞれの業務のアウトカムの整理・調査を進めることを通じて、ユーザーニーズを抽出し業務改善に繋げるとともに、新たなユーザーを開拓し、業務の成果を普及させる活動を継続する。

## B. バイオテクノロジー分野

### 1. 生物遺伝資源に係る情報等の提供業務

- (1) 生物遺伝資源の戦略的収集・保存・提供

有用機能等の探索源となる微生物の収集・保存・提供

利用価値の高い微生物の収集のため、国内においては、新規機能を有する可能性が高いと思われる微生物を、さまざまな環境において探索、解析・収集する。

また、海外においては、生物多様性の豊富なアジア諸国（インドネシア、ベトナム、モンゴル）において、新たな有用機能を持つ可能性が高い放線菌、菌類等を中心に探索・分類・同定・収集し、日本への移転を行う。以上の業務等を遂行することにより、新規性の高い微生物約5,000株を収集・保存し提供体制を整備する。

他機関の研究成果である微生物の収集・保存・提供

大学や企業等の研究により論文等で報告された微生物のうち、利用価値が高く産業利用可能な微生物を収集するため研究者に寄託依頼を積極的に働きかける。さらに国内の大学、企業、外国等からの大量寄託等を積極的に進める。また自らの収集により、併せて約5,000株収集する。他機関から収集した微生物については基本的性状等を確認するための解析を行った後に保存し、提供体制を整備する。

DNA クローンの収集・保存・提供

大学において構築された DNA クローンライブラリーについて、DNA クローンの分譲を開始する。

機構において実施されたゲノム解析結果の利用促進を図るため、ゲノム解析株の主要な DNA クローンを収集する。

また、機構においてゲノム解析を実施した微生物を中心に全ゲノムDNAの提供を開始する。

生物遺伝資源の提供体制強化と利用促進

生物遺伝資源の国際的水準の品質を確保するため、18年度に生物遺伝資源部門で認証を取得したISO 9001の維持を行う。

また、日本薬局方で用いられる菌株の品質確保のための共同研究を実施する。

生物遺伝資源の利用実態にあった提供体制の整備や微生物を大量に提供するための効率的な体制の整備などについて、産業界等と連携して必要となる技術の開発や仕組みの検討などを行う。

さらに、生物遺伝資源の利用を促進するため、生物遺伝資源の有用性について、普及、啓発活動を行う。

## (2) 国内及びアジア諸国との生物遺伝資源機関ネットワークの構築

### 国内生物遺伝資源機関とのネットワークの構築

国内の生物遺伝資源の有効利用を図るため、「統合データベース」での情報の一元化に向けて、18年度に5機関の菌株情報を統合し公開したデータベースのさらなる参加機関拡大のため、日本微生物資源学会のカルチャーコレクション委員会委員長として関係機関との調整を行う。

### アジア諸国との生物遺伝資源機関(BRC)ネットワークの構築

アジア地域における生物遺伝資源の保全と利用促進を目的とする多国間協力体制を強化する。

また、BRC ネットワーク構築の一環として、内部運用を開始した共通データベースを一般公開することにより、生物遺伝資源を入手しようとするアジア圏(ACM参加国)の利用者に対し利便性の向上を図る。

### GBRCN 枠組み構築への貢献

OECDが提唱する国際的な生物遺伝資源機関ネットワーク(GBRCN)の枠組み構築活動に参加する。

### データベース等の充実と情報等の利用促進

新たに保存された微生物をカタログに追加すると共に、解析されたゲノム情報をデータベースに追加し整備・充実する。

国内のバイオ産業団体、各地域のバイオクラスター、大学、研究所等との連携を図りつつ、イベントや学会での発表・展示やインターネット、雑誌、新聞等のメディアを利用しての広報活動を行い、機構が保有する生物遺伝資源に関する様々な情報の利活用を促進する。

## (3) ゲノム解析等基本的機能の充実と社会的貢献

生物遺伝資源の利活用を促進するため、機構が保有する微生物株の中から分類上の標準となるものについて大学、企業等との共同研究先等と協力してゲノム解析等を行い、情報を整備する。19年度は、5菌の塩基配列決定を完了させるとともに、新たに有用な菌の解析に着手する。

また、遺伝子領域・機能の推定と確認、遺伝子の発現解析、分子系統解析等を実施し、情報の整備を進める。

これまで機構が蓄積してきた技術やノウハウを社会的課題の解決に役立てるため、社会的・政策的にゲノム解析等を実施する意義が高い微生物について、その要請に応じて積極的に実施する。19年度は国立感染症研究所と協力し、ヒトインフルエ

ンザウイルスの分離株 500 株以上について、複数の遺伝子の塩基配列を決定する。

学術上においても、産業上においても有用な糸状菌の DNA 塩基配列データベースの構築に着手する。19年度は、NBRC の糸状菌株を対象に、核内の LSUrDNA と ITS 領域の塩基配列確定を行い、情報を整備する。

#### (4) 海外資源国との二国間協力体制の構築

引き続き、生物多様性条約のもとで、国レベルでの連携強化を重視し、二国間協定 (MOU) 並びに共同事業契約 (PA) に基づく共同研究事業を実施する。

インドネシア、ベトナム、モンゴルについては、相手国と共同で、微生物の探索、分離、同定、保存を実施する。また、上記3カ国のいずれかにおいて我が国企業との共同探索を実施する。

国を代表する生物遺伝資源機関が存在するタイや中国については、生物遺伝資源機関との連携を構築・強化する。タイについては18年度に引き続き国立遺伝子工学バイオテクノロジーセンターとPAに基づき菌株の交換による共同研究を実施する。中国については、共同研究事業を開始するため、中国科学院微生物研究所とPAを締結する。

生物多様性条約の下における NITE の二国間協定等を利用した海外遺伝資源へのアクセスに対する取組みについて理解と普及を図るため、企業、大学等を対象に広報活動を行う。

生物多様性条約に関する第9回締約国会議に向けた遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) 作業部会 (2回開催) に参加し、情報収集及び各国との意見交換を行う。

日本で開催予定の同条約に関する第10回締約国会議に向けて新たに先進国 (モデルとして、オーストラリア又はニュージーランドを想定) 間との ABS の仕組み (バイラテラルモデル) 案の作成を行うとともに、同締約国会議におけるアジアグループの議長国であるブータンとの協力関係の構築を目指す。また、アジア地域の多国間のアクセスと利益配分の仕組み (マルチラテラルモデル) を構築するために、中国・韓国・タイ・ブータン・ネパールと意見交換を行う。

#### (5) 特許微生物の寄託業務

特許法施行規則及びブダペスト条約に基づく寄託機関として、微生物の特許寄託業務を確実に実施するとともに、積極的な広報活動などにより寄託数の増加を目指す。

生物遺伝資源機関としての機能との連携を図りつつ、産業界及び寄託者のニーズを踏まえ、信頼性と利便性の高い特許寄託体制の構築を図るため、寄託者がより利用しやすいサービスの提供に努めるとともに寄託者の負担軽減を検討する。

## 2. カルタヘナ担保法関係業務

### (1) カルタヘナ担保法に基づく立入検査業務

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (カルタヘナ担保法) 第32条第1項の規定に基づく立入検査等については、同条第2項の規定に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施し、その結果を経済産業

大臣に速やかに報告する。

(2) カルタヘナ担保法施行に係る調査業務

上記(1)の立入検査等業務を的確に実施するため、ゲノム解析に関する技術やノウハウを活用し、必要に応じて法施行に係る調査を行う。

C. 化学物質管理分野

1. 化学物質総合管理情報の整備・提供関係業務

(1) 化学物質の有害性等の情報の整備提供

第一期に収集整備した約4,000物質の法規制情報や有害性情報等について維持更新を行う。また、既に整備している有害性評価書の内容をデータ項目ごとに整理し、より分かり易く提供する。

平成18年度に作成した優先整備目標リストに新たに追加された物質のうち、18年度に未整備の物質について、構造式、物理化学的性状、法規制情報などの整備を行う。

平成18年度に新たに整備を始めた引火点やヘンリー常数などの物理化学的性状データ及び2.において作成し公表された初期リスク評価書の情報について引き続き追加整備する。

また、労働安全衛生法において表示(GHS)の対象となっている物質の情報、用途情報、経済産業省が取得した有害性情報を収集し整理する。

OECDで検討が進められているHPVグローバルポータルサイトの整備について、平成18年度に引き続き、OECDの検討の進捗に合わせデータ提供等を行う。

化学物質管理の専門家として、OECDの化学品合同会合等の活動に参加し、国内情報の発信及び情報収集を行い、化学物質総合管理情報の整備・提供等に関する事業の国際整合性を図るための情報収集等を行う。

ユーザーの利便性の向上のため、webアンケートを引き続き実施し、要望の多い機能の追加や情報の整備を行う。

化学物質総合情報データベースシステムのデータ提供環境を維持するために、必要に応じて機器の整備などを行う。

(2) 化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の整備提供

化学物質の有害性情報、暴露情報、リスク評価結果、リスク評価手法等に関して、理解しやすく、利用できる情報提供を行うため、国民、事業者、行政機関等の現状及びニーズの調査、分析を継続して行い、最新の各関係者のニーズ等を把握し、それらに基づき、提供すべき情報の種類、説明方法、伝達媒体等を見直すなど、よりよい情報提供のあり方を検討するとともに、これまでの検討で明らかとなった提供すべき情報の種類、説明方法などの手段や方法論を活用し、ホームページ「化学物質と上手につきあうには」等のインターネットにおける情報提供のためのコンテンツを整備、拡充する。

国民における化学物質の安全性に関する理解の深化、企業における自主管理の促

進、化学物質総合管理情報の利用促進等のため、N I T E の業務をはじめとした化学物質管理に係る内外の情報を収集し、体系的に整理した上で、これまでの検討で明らかとなった国民、事業者、行政機関等のニーズやその理解度に応じた情報の種類、説明方法などの手段や方法論を活用し、自治体等の組織が主催する講演や研修等への講師派遣、作成されたパンフレット等の配布などの各主体と連携した普及啓発活動を行う。

我が国の化学物質管理政策の普及を図るため、開発途上国政府の化学物質管理政策担当者を対象とした化学物質管理政策研修を実施する。

## 2 . 化学物質のリスク評価・管理に係る業務

### (1) 化学物質のリスク評価等

化学物質審査規制法の監視化学物質約 9 0 0 物質については、環境経路による人及び生態系への影響を科学的かつ客観的に把握、監視し、行政機関による措置への利用のため、これら物質のスクリーニング手法、暴露状況を評価するための手法について検討し、必要に応じて試行的評価を行う。また、化学物質排出把握管理促進法の対象物質等については、初期リスク評価に用いた暴露情報の調査確認をすることにより、リスクの状況を把握し、必要に応じてリスク評価を行い、リスクの懸念がある物質の状況について検討するとともに、リスク評価管理に必要な情報を提供する。

これらの物質のほか、新たな知見の集積などによってリスクが懸念されるに至った物質について、所要の情報を収集するとともに、必要に応じたレベルの暴露評価、リスク評価等を行う。

化学物質審査規制法の監視化学物質の暴露評価、リスク評価に用いるため、製造・輸入量、用途、物理化学的性状、環境モニタリングデータ等の物質情報を調査、整理するとともに、暴露評価、リスク評価に利用できるようこれら情報を整備、体系化する。

### (2) リスク評価手法等の調査と手法開発

リスク評価等の精度向上及び効率化のため、収集した情報、調査の結果等に基づき、P R T R 制度の対象外の化学物質を中心にして、環境媒体中への排出量、濃度を予測するための情報の体系化を行う。また、製品からの直接暴露量を予測し、リスク評価するための手法等を検討する。

## 3 . 化学物質審査規制法関係業務

### (1) 化学物質審査規制法施行支援

届出された新規化学物質の事前審査及び事後監視に必要な各種調査等を行い、3 省合同審議会関連資料等を作成・整理し、関係 3 省に提供するとともに、3 省合同審議会において説明等を行う。また、新規化学物質の審査に必要な試験報告書等について、事業者からの提出窓口として、3 省に代わって受付を開始するとともに、それらを 3 省や審議会委員等に対して配付する。

さらに、新規化学物質の審査等に関する技術的事項について、事業者等からの

問い合わせへの対応を行う。

国が実施している既存化学物質点検、企業の自主管理促進のためのJapanチャレンジプログラム、法律に基づき報告のあった有害性情報報告などにより得られた有害性情報について、化学物質審査規制法に基づく評価に関する各種調査、資料作成等の支援を行う。

化学物質審査規制法規制対象物質の指定や、審査が終了した新規化学物質の公示に必要となる公示名称等について、その名称原案作成等を行う。また、化学物質審査規制法公示化学物質の国内他法令及び国際整合性を図り、その名称等について化学物質排出把握管理促進法や労働衛生安全法等の国内他法令に基づき公示等がなされた名称との関係を明らかにするとともに、国際ルールに従った名称や米国化学会が附与している番号等を附与する。

新規化学物質の審査等に必要となる試験データの信頼性確保のために製造産業局長が実施するGLP適合試験施設に関する基準適合確認について、職員の現地査察への参加等の協力を行う。

第一種特定化学物質、第二種特定化学物質及び監視化学物質の適切な管理のため、監視化学物質の製造、用途、使用形態等の情報の整備等を行う。

また、製造・輸入量に関する実態調査の支援を行う。

審査業務の効率化等のために、新規化学物質の届出情報や新規化学物質及び既存化学物質の試験データ等の化学物質審査規制法所管3省が保有する情報を収載した化学物質審査支援システムについて整備等を行うとともに、試験報告書等について適切に保管する。

化学物質の有害性等の予測を効率的に行うために不可欠な構造活性相関手法(QSAR)について、化学物質審査規制法に基づく評価等への適用を目指し、既存化学物質等の分解性などの有害性等データの整理・解析等、QSARの精度向上及びその適用領域の拡大・明確化のための検討を行うとともに、評価スキームへのQSAR適用の検討等を行う。

国における同法の国内体制の整備等を支援するために必要な国内外の情報の収集、整理等を行うとともに、国際的な対応に係る化学物質審査規制法施行において必要な調査や国際機関等の活動への積極的な参画などの技術上の支援を行う。

事業者による法令遵守が適切に行われるよう支援するため、化学物質審査規制法に係る情報の提供や、事業者からの照会に対する対応等の普及啓発等を行う。

#### (2) 立入検査等

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第33条第5項に基づく立入検査等については、同条第6項に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

### 4. 化学物質排出把握管理促進法関係業務

#### (1) 化学物質排出把握管理促進法施行支援

化学物質排出把握管理促進法における電子計算機システムの運用、維持・管理を行うとともに、届け出られたデータについてはデータの確認及び必要な電子化等



を行いファイル記録システムに入力する。

さらに、届出データを集計し、別途提供される裾切り推計及び非点源推計結果を併せ公表用データ等を作成する。

電子届出システム等について、システムを使用する自治体等の事務処理を支援する機能の強化、改良等を行う。

排出量算出マニュアル等についての事業者等からの照会への対応、自治体等が開催する説明会への講師の派遣等化学物質排出把握管理促進法に係る普及啓発を行うとともに、化学物質総合管理システムによる関連情報の提供等により事業者の自主管理の支援を行う。

## (2) 化学物質排出把握管理促進法に関する情報の収集及び解析

国における化学物質管理に係る国内制度の企画立案を支援するために必要な国内外の情報の収集、整理等を行うため、OECDにおけるPRT Rタスクフォースに参加しPRT Rの国際整合性を図るための情報収集等や提供等を行う。

18年度に引き続き、化学物質排出把握管理促進法に基づくPRT R対象物質を取り扱っている事業者を対象とした取扱量等の実態調査を行い、PRT Rデータの精度を向上させるための基礎資料を作成する。

さらに、化学物質管理の状況等について、事業者を対象としたヒアリング調査を実施し、化学物質管理指針の普及の方策等について検討する。

事業者の化学物質の自主的な管理の改善、国民の化学物質の安全に関する理解の深化、国における適正な化学物質管理を支援するため、化管法に関する情報の収集を引き続き進めるとともに、18年度に開発したPRT R解析支援システムを使用し、PRT Rデータ解析を行う。

## 5. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関係業務

(1) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化学兵器禁止法」という。）第30条第5項に基づく国際機関による検査等の立会い業務（オンサイト分析を含む。）については、同条第6項に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施して、その結果を速やかに経済産業大臣に報告する。

(2) 化学兵器禁止法第33条第4項に基づく立入検査等については、同条第5項に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施して、その結果を速やかに経済産業大臣に報告する。

(3) 上記の立会い業務及び立入検査等業務を的確に実施するため、以下の措置を講ずる。

化学兵器禁止法に規定された特定物質、指定物質及びこれらの関連物質の分析能力の向上を行うため、化学兵器関連物質の分析経験のある国内の分析機関と合同で分析実験を行う等の訓練を実施する。

国際機関による検査等の対象事業所のうち、約10事業所に対し実態調査を行う。国際合意形成への貢献と分析方法の整合性確保のため、化学兵器禁止機関（OPCW）における分析方法、査察に必要な装備等に関する会合、査察実施に関する会合、OPCW等が主催する研修が実施された場合には、積極的に参加する。

18年度に引き続き、対抗分析の実施体制の整備、関連情報の入手、関係機関との調整に努める等業務効率化を図りつつ、受け入れ準備を進める。

申し立てによる査察（チャレンジ査察）の受け入れについての検討会議、途上国支援等の国際協力の場が形成された場合は積極的に参加し、n i t e の経験を生かした的確な発言、提案を行い、国際機関との連携強化に努める。

## D. 適合性認定分野

### 1. 国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関の運營業務

#### (1) 認定機関の信頼性確保

認定機関の信頼性確保認定機関の技術的信頼性を確保するため、以下の業務を行う。

国際規格（ISO/IEC 17011）に適合したマネジメントシステムを維持するため、マネジメントシステム文書の見直しを行い、必要な場合は改訂する。また、認定技術基準の透明性を確保するため、全ての技術基準文書をインターネットにより公開するとともに、必要な場合は説明会を開催する。

さらに、内部監査及びマネジメントレビューを実施し、マネジメントシステムの継続的改善を図るとともに、審査員及び審査工程管理用のデータベース改善の方針を確定する。

高度な技術的専門性を有する審査員の増強を図るため、外部試験所・研究所職員を主要な対象とした審査員資格取得に係る講習会、訓練等を少なくとも年3回実施する。さらに、審査員への情報周知、審査レベルの平準化、意見交換等を行うため、審査員連絡会を少なくとも年3回実施するとともにフォローアップ研修を行う。

職員の認定機関要員としての資質向上、技術力強化のため、認定プログラム共通の内部研修を少なくとも年2回、のデータベース運用を向上させるための研修を一回以上実施するほか、試験所、海外認定機関等での技術研修に可能な限り職員を参加させる。

#### (2) 認定制度の信頼性向上、普及拡大

我が国における認定制度の信頼性向上、内外の認定機関情報の共有、認定基準の透明性・同等性の確保、評価技術の向上を図るため、認定機関協議会の事務局として主導的な役割を担うとともに、認定制度の普及啓発・利用拡大のための広報活動及び要求事項の解釈の統一化等を協議会で実施する。同時に、審査員の相互利用や研修の共催など、メンバー間での可能な協力を進める。また、我が国の認定制度のあり方を検討するため海外認定機関の実態を調査する。

#### (3) 国際相互承認の維持

海外認定機関との協力体制を強化し、相互承認自体の信頼性を向上させるとともに国際的な地位の維持・向上を図るため、以下の業務を行う。

今年度実施されるA P L A C 相互承認（M R A）再評価については、拡大部分である標準物質生産者（R M P）認定及び認定事務所を含め受審し、相互承認を維

持する。

A P L A Cについては、総会に参加するとともに、理事会、M R A評議会、技術委員会等の委員会に、また、I L A Cについては、総会に参加するとともに、M R A委員会、認定委員会等の委員会に委員として参加する。

A P L A C及びI L A CのM R A評価チームへの派遣要請があった場合は、可能な限り職員をM R A評価員として派遣する。また、M R A加盟の海外認定機関から審査員の派遣要請があった場合は、可能な限り審査員を派遣する。

#### (4) 標準物質情報の提供

標準物質総合情報システムの適切な運用管理を行うとともに、必要に応じて、関係機関を訪問するなど能動的に調査を行い、標準物質データベースの更新、内容の充実を図る。

また、新たな情報の登録は、外部有識者からなる委員会の意見を踏まえて行う。C O M A R（注）の運営の国内事務局として、C O M A Rに登録されている日本の標準物質のデータ更新及び新たな標準物質の登録を行う。

また、C O M A R運営会議に出席して国内の意見を運営に反映させる。

注：C O M A Rとは、標準物質を登録した代表的な国際データベースの名称。

## 2. 経済産業省に係る法令等に基づく認定業務

### (1) 法令に基づく認定業務

経済産業省に係る法令に基づく認定業務注を標準処理

期間内で迅速かつ効率的に実施するため、審査チームを速やかに編成し派遣するとともに、評定委員会を適時開催する。また、事業者からの申請を一層容易にするため、各認定プログラムにおいて必要に応じてガイダンス文書を作成し公表するとともに、認定対象分野を拡大する場合等、認定申請に係る説明会を適時開催し、申請者の利便性の向上及び認定処理の効率化を図る。

さらに、認定制度の利用拡大・普及啓発のため、認定事業者と連携した広報活動を積極的に行うほか、各認定プログラムにおいて、次の業務を行う。

ア J N L Aについては、経済産業省が行う告示改正作業を支援するため、J I S規格の改正を反映させたJ N L A登録区分告示案を定期的に作成する。また、J N L A制度の普及・拡大を図るため、不確かさの見積もりに関するガイダンス文書を作成し、公表する。

イ J C S Sについては、登録区分の追加があった場合は必要に応じて技術指針文書を作成し、公表する。また、既存の技術指針文書は、最新の校正技術に対応するよう適宜見直しを行う。

ウ M L A Pについては、認定基準、J I S規格、環境省マニュアル等が改正された場合は直ちにその内容を認定事業者に周知する。

法令の遵守状況を確認するため、必要に応じて経済産業大臣からの指示等に基づく立入検査、フォローアップ調査を実施する。

さらに、認定制度の信頼性を向上させ、その適切な普及、顧客サービス向上を図るために、審査に対する満足度調査、認定機関への要望調査等を行う。

注：工業標準化法に基づく試験事業者登録制度（JNLA）、計量法に基づく校正事業者登録制度（JCSS）及び計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度（MLAP）を言う。

(2) 社会ニーズに基づく認定業務

産業界の認定ニーズに柔軟に対応し、製品評価技術基盤機構認定制度（ASNITE）の利用拡大を図るため、JCSS等の技術基準を準用し認定を行うとともに、ITセキュリティ評価機関の認定を行う。また、認定分野拡張ニーズの情報収集に努め、必要に応じて新規認定プログラムを開発し、認定を行う。

今年度実施されるAPLAC相互承認（MRA）再評価については、拡大部分である標準物質生産者（RMP）認定及び認定事務所を含め受審し、相互承認を維持する。（再掲）

ASNITEの信頼性を向上させ、その適切な普及、顧客サービスの向上を図るため、審査に対する満足度調査、認定機関への要望調査等を行う。

認定業務を迅速かつ効率的に実施するため、可能な限り他プログラムと連動した評定委員会を適時開催するとともに、事業者からの申請を一層容易にするため、必要に応じてガイダンス文書を作成し公表する。

(3) 定期検査等

希望する認定事業者に対して、アジア太平洋試験所認定協力機構（APLAC）及び国際試験所認定協力機構（ILAC）の相互承認（MRA）の条件を維持する等のため、認定基準であるISO/IEC 17025、ISOガイド34、ISO/IECガイド65の最新版を用いて定期的に検査を行う。

また、認定事業者の技術能力を確認するため、次のとおり技能試験を実施する。

ア JNLAについては、平成21年度までの技能試験4か年計画に従い実施するとともに、必要に応じて技能試験4か年計画の見直しを行う。また、外部試験機関で実施される土木・建築関係繊維製品関係の技能試験については、国際基準に基づき審査・承認し、活用する。

イ JCSSについては、粘度区分等を実施するとともに、新規に標準供給が開始された区分等がある場合には、必要に応じて持ち回り比較等による技能試験を実施する。また、外部校正機関で実施される電気区分、質量区分等の技能試験については、国際基準に基づき審査・承認し、活用する。

ウ MLAPについては、昨年度に引き続き2回目の技能試験を独立行政法人産業技術総合研究所と調整しつつ実施する。

エ ASNITEについては、民間では実施困難な多種多様な認定ニーズ等に対応するため、必要に応じて測定監査による技能試験を実施する。

### 3. 経済産業省に係る法令に基づく認証機関の登録のための調査等認定関係業務

(1) 法令に基づく認定関係業務

次に掲げる経済産業省に係る認証機関の登録のための調査等を法令に基づいて的確に実施する。

工業標準化法に基づく登録認証機関の登録等関係業務

ア 工業標準化法に基づく国内（外国）登録認証機関の登録等のための調査は、経済産業大臣の指示に従って国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に適合するかどうかの調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

イ 工業標準化法に基づく国内（外国）登録認証機関に対して、経済産業大臣の指示に従って、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に継続して適合するかどうかの立入検査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

#### 製品安全４法（注）に基づく国内（外国）登録検査機関の登録等関係業務

ア 製品安全４法に基づく国内（外国）登録検査機関の登録等のための調査は、経済産業大臣の指示に従って国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に適合するかどうかの調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

イ 製品安全４法に基づく国内（外国）登録検査機関に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って国内（外国）登録検査機関の業務の状況等を検査して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

#### 特定機器相互承認法に基づく適合性評価機関の認定等関係業務

ア 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（特定機器相互承認法）に基づく適合性評価機関の認定等のための調査は、経済産業大臣の指示に従って国外適合性評価事業の実施に係る体制について調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

イ 特定機器相互承認法に基づく認定適合性評価機関及び指定調査機関に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って認定適合性評価機関等の業務の状況等を検査して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

#### 計量法に基づく濃度に係る計量証明事業者等に対する立入検査業務

計量法に基づく濃度に係る計量証明事業者等に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って事業所等を検査して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

#### 工業標準化法の一部を改正する法律による改正前の工業標準化法に基づく指定（承認）認定機関等に対する立入検査業務

工業標準化法の一部を改正する法律（平成１６年法律第９５号）による改正前の工業標準化法に基づく指定（承認）認定機関及び指定（承認）検査機関に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って認定機関等の業務の状況等を検査して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する（平成２０年９月３０日まで実施）。

注：製品安全４法は、消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法を言う。

#### (2) 国際提携関係業務

オーストラリア政府との口上書に基づく同国向け自動車及びその部品製造事業者に対する生産適合検査（COP）及びその試験施設検査（TFI）は、オーストラ

リア自動車設計規則（ADR）に照らして計画的に実施してその結果をオーストラリア政府に報告する。

## E．生活安全分野

### 1．製品安全関係業務

#### 1．製品安全関係業務

##### (1) 製品の事故に関する情報の収集・調査・分析、原因究明等

消費者が利用する製品のうち、消費者の生命又は身体に危害を及ぼす可能性のある製品に適切な対応を図るため、以下の業務を行う。

消費者が利用する製品における事故情報等について、網羅的かつ広範な情報を迅速かつ的確に収集するため、機構の全国組織を活用しつつ、消費生活センター、消防等の地域における関係機関、財団法人製品安全協会等との緊密な協力・連携を更に強化する。

収集した製品事故情報を踏まえ、事故品確認・現場調査を少なくとも350件以上行うこと等によって、技術的観点から必要な調査及び分析を行い、迅速な原因究明を行うとともに、事業者が講じた再発防止策の評価を行う。

また、原因究明等に際しては、原因究明の精度向上を図るため、製品の高度化に対応しつつ、外部有識者、専門技術者等で構成する事故原因技術解析ワーキンググループ及び事故動向等解析専門委員会をそれぞれ年4回開催すること等によって、事故発生原因の技術解析を充分に行う。

消費生活用製品安全法に基づく主務大臣からの指示に基づき、重大事故の原因究明、類似事故等からの事故情報リスク分析等を行い、消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査を的確に行う。

事故原因の究明、再発防止措置の評価等において、事故の未然・再発防止のため技術的な究明が必要な案件について、原因究明テストを迅速に実施する。また、原因究明の精度向上を図るため、事故原因究明手法の開発を行う。

市場モニタリングテストは、企業、消費者等からの事故情報又は苦情情報の動向等から安全性又は品質性能に問題があると認められる製品を試買して行うほか、行政ニーズを踏まえ消費者保護関連法令の遵守状況の把握等のために適切かつ迅速に実施する。

このうち、電気用品関係の市場モニタリングテストを事業者への絶縁耐力試験装置の無償貸し出しにより実施する。

##### (2) 国内外の関係機関との連携

製品事故の未然・再発防止等をより効率的に行うため、独立行政法人国民生活センター等の国内関連機関や、海外の製品安全関係機関との連携・協力を図ること等により、互いの情報の有効活用等を図りつつ、事故の未然・再発防止等の製品安全対策に反映させることのできる有用な情報の収集・分析等を行う。

##### (3) 事故の未然・再発防止のための情報提供等

収集した事故情報とその分析結果は、年度及び四半期ごとに取りまとめ、定期的

にホームページ上及び刊行物で公表する。

また、事故の技術解析、動向解析、原因究明手法の開発、市場 モニタリングテスト等の結果は、随時、インターネット等により公表する。

さらに、消費者への啓発も含め、必要に応じ、特記ニュースを発行して消費者に危険情報の周知を行うとともに、電子メールマガジンや広報誌等、メディアによる情報提供を積極的に行う。

(4) 製品安全体系の高度化を目指した調査研究

必要に応じ、製品安全 4 法の技術基準のあり方について検討する。

## 2. 標準化関係業務

(1) 高齢者・障害者対応等の分野における標準化

高齢者・障害者が安全で使いやすい製品の普及、製品・消費者の価値観等の多様化等に対応した市場形成の観点から、以下の業務を行う。

高齢者・障害者対応等の分野の標準化を行う民間機関及び評価手法を開発する機関などの関係機関に対し、これまで得られた専門的知見や機構が担う広範な業務を通じて得られる情報、知見等を基に、技術面からの連携・協力を行うことにより J I S 等の国家標準の整備を推進する。

また、福祉用具の標準化体系案を踏まえたアクションプランに基づき、経済産業省、厚生労働省、関係工業会等との意見交換を行い、外部有識者等の意見を参考にしつつ、民間では実施できない複数の製品共通の規格作成に必要な調査・規格開発に着手する。また、大学、地方自治体の工業技術センター等との連携を強化し、規格開発での委託研究の可能性などを調査する。

なお、継続となっているテーマについては、引き続き標準化のための調査研究等を実施する。さらに、前年度までに調査研究等が終了したテーマについては、J I S 原案等の作成を行う。

これまで得られた専門的知見や機構が担う広範な業務を通じて得られる情報、知見等を基に、国際標準化機構（I S O）、国際電気標準会議（I E C）の各種委員会等に、幹事、コンビーナ、プロジェクトリーダー等として国際会議に積極的に参画し、調査研究等に基づく国際提案を行うとともに、引き続き、国際幹事国、国際事務局及び国内事務局の運営を適切に行い、海外の標準化機関との連携・交流・協力を行う。

（幹事、コンビーナ、プロジェクトリーダー等として参画する委員会）

ISO/TC61（プラスチック）

ISO/TC159（人間工学）

ISO/TC173（障害のある人のための支援製品）

IEC/TC89（耐火性試験）

（国際幹事国）

ISO/TC159/SC3（人体測定と生体力学）

（国際事務局）

ISO/TC173/WG1（歩行補助具）

ISO/TC173/WG7 (歩行者領域における視覚障害者誘導のための設備と方法)  
(国内事務局)

ISO/TC173/WG1 (歩行補助具)

見直し期限の近づいた J I S、T S (標準仕様書)、T R (標準報告書)、I S (国際標準) について、関係する国際規格の動向に注意を払いつつ、内容の見直しを開始する。

(2) 製品の安全確保のための標準化

上記 1 .の業務を通じて得られる知見等を活用し、事故の未然・再発防止の観点、製品のより高い安全性の確保等の観点から、以下の業務を行う。

経済省の意見を踏まえ、事故情報の収集、分析、事故原因の究明、再発防止措置の評価、事故動向の分析等の業務を通じて得られる知見等を活用し、報告された調査結果を踏まえて、以下に掲げる項目の検討及び必要に応じて、製品安全 4 法の技術基準や関連する任意規格の検討を行う。

- ・ C O P O L C O
- ・ ISO/TC61 (プラスチック) /SC2/WG7
- ・ IEC/TC89 (耐火性試験)

経済省の意見を踏まえ、報告された調査結果を踏まえ、複数の製品分野に共通して用いられる以下の規格原案の検討を行うとともに、これに関連する業界の自主基準作成等の取組に対して、適切なアドバイスを行う。

- ・ C O P O L C O
- ・ ISO/TC61 (プラスチック) /SC2/WG7
- ・ IEC/TC89 (耐火性試験)

(3) 人間特性に係る技術的データ等の提供

製品の安全で使いやすい設計に資するため、企業等におけるデータ収集・分析を促進する観点から、以下の業務を行う。

基本人間特性に関わるデータの充実について、昨年度の検討を踏まえて、新たに整備することになったデータ項目にあつては新たに計測方法の検討を、また更新するデータ項目にあつては効率化等のため既存の計測方法の見直しを、外部有識者等の意見を踏まえて行う。また、データ取得に向けて、計測装置や計測スケジュール、計測作業のアウトソース化の検討を開始する。

当該データベースの普及促進を図るため、データの冊子化等を行い、配布等を実施する。

また、データの充実の一環として、産総研と共同し、2 テーマの共同事業 (年齢別聴覚閾値分布、人間感覚データベース) を実施して得られる感覚特性データのうち、ニーズの高いものについて、データベースへの追加の作業を開始する。

我が国の人間特性データの、NITE が中核となったネットワーク形成のため、当該データベースの普及促進等の作業を、ISO/TC159/SC3 (人体測定と生体力学) 事務局の強化と併せて、継続して行う。

基本人間動態特性計測手法の標準化にあつては、 の検討と併行して、外部有



識者等の意見を踏まえ、ニーズの多い特性について、得られるデータの製品応用に留意しつつ、計測手法を確立する。また、九州大学との連携・協力協定に係る連携のなかでも、計測手法の検討を開始する。

確立した手法及び検証データは、インターネット等により広く公開する。

### 3. 講習関係業務

#### (1) 電気工事士法に基づく講習関係業務

電気工事士法に基づく定期講習を的確に実施する。

#### (2) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習 関係業務

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく資格 講習、認定講習及び再講習を的確に実施する。

### 4. 経済産業省に係る法令等に基づく製造事業者への立入検査等業務

経済産業省に係る法令等に基づく、次の立入検査等を的確に実施する

工業標準化法に基づく認証製造業者等及び認証加工業者に対する立入検査等

工業標準化法に基づく認証製造業者等及び認証加工業者に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って製造品質管理体制、加工品質管理体制等を検査して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

また、工業標準化法に基づく J I S マーク表示製品等の法適合 状況を把握するための試買検査を行う。

工業標準化法の一部を改正する法律による改正前の工業標準化法に基づく認定製造（加工）業者に対する立入検査

工業標準化法の一部を改正する法律（平成 1 6 年法律第 9 5 号） による改正前の工業標準化法に基づく認定製造（加工）業者に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って製造業者等の品質 管理、技術的生産条件等を検査して、その結果を経済産業大臣に 速やかに報告する。（平成 2 0 年 9 月 3 0 日まで実施。）

製品安全 4 法に基づく製造事業者等に対する立入検査

製品安全 4 法に基づく製造事業者等への立入検査は、経済産業 大臣の指示に従って製造工程、品質管理状況等を検査してその結 果を経済産業大臣に速やかに報告する。

計量法（適合性認定分野で実施するものは除く。）に基づく届出製造事業者等に対する立入検査等

計量法に基づく届出製造事業者等に対する立入検査は、経済産業大臣からの指示に従って工場等を検査して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

また、計量法に基づく指定製造事業者制度における事務への支援は、指定製造事業者制度関係事務処理要領に係る事務のうち、経済産業省から依頼のあった事務を支援する。

家庭用品品質表示法に基づく製造業者等に対する立入検査

家庭用品品質表示法に基づく立入検査は、同法第 1 9 条第 4 項に基づく経済産

業大臣の指示に従って同法の遵守状況を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

製品安全４法で定める「主務大臣による適合性検査業務実施」に係る業務

天災その他の事由により国内（外国）登録検査機関が製品安全４法に定める適合性検査を実施できなくなった場合において、経済産業大臣の指示に基づき機構が当該検査を的確に実施できるよう既存技術を維持する。

## F．その他業務

### 1．登山用ロープの依頼試験

依頼に応じて消費生活用製品安全法に規定する適合性検査に係る登山用ロープの依頼試験を実施する。

### 2．容量分析用標準物質の依頼検査

依頼に応じて日本工業規格（JIS K 8005）に規定する容量分析用標準物質の検査を実施する。検査に必要な基準物質については、精密電量滴定等により純度の再設定を継続して行う。

注：JIS K 8005において容量分析用標準物質の検査は、機構が保有する基準物質を用いて行うこととされている。

なお、当該依頼検査については、検査依頼者、独立行政法人産業技術総合研究所及び認定センターと協力し認定制度の適用を推進する。

### 3．電気用品安全法に基づく絶縁耐力試験

依頼に応じて電気用品安全法に規定する絶縁耐力試験を実施する。

## G．その他業務運営に関する計画

### 1．独立行政法人産業技術総合研究所との共同事業

標準化関係業務等に関して独立行政法人産業技術総合研究所との共同研究・共同事業を行う。

### 2．試験等の評価結果の信頼性確保

生活安全分野における試験業務について、試験等の評価結果の信頼性の確保・維持のため、第一期に適合したJIS Q 17025（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）を維持・管理するとともに、絶縁耐力試験等製品安全に係る試験業務の追加を行う。

## ．業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

### 1．外部機関との協力・連携の推進

(1) バイオテクノロジー分野において、生物遺伝資源に係る情報の高付加価値化、産業利用の促進を図るため、試験研究機関、大学及び民間企業との共同事業、連携等により効率的な業務運営を行う。

(2) 容量分析用標準物質において、独立行政法人産業技術総合研究所と共同し、認定

制度の適用を推進するための基準物質の開発などを行う。

- (3) 試験・校正事業者認定関係業務において、独立行政法人産業技術総合研究所、日本電気計器検定所、財団法人日本品質保証機構、独立行政法人情報処理推進機構、財団法人建材試験センター、財団法人電気安全環境研究所等関連機関とのネットワークを強化するとともに、認定機関協議会を中心とした関係機関との協力・連携活動を推進し、審査事務及び委員会業務の促進と効率化を図る。
- (4) 製品安全関係業務において、機構の全国組織を活用しつつ、消費生活センター、消防等の地域における関係機関、財団法人製品安全協会等との密接な協力・連携により、迅速かつ効率的に事故情報の収集・調査等を行う。
- (5) 標準化関係業務等において、適切な役割分担の下に独立行政法人産業技術総合研究所、福祉機器工業会、大学等と協力・連携を推進するとともに、これらの研究施設の活用等により、効率的な業務運営を行う。

## 2．アウトソーシングの推進

人的、資金的制約が非常に厳しくなっていく中、第二期に向けますます高まっている機構に対する行政ニーズや期待に応えていくため、以下のアウトソーシングを行う。

- (1) バイオテクノロジー分野については、業務の一層の効率化を図る観点から、ゲノム解析の作業工程について、一部外部化を検討する。
- (2) 認定業務については、試験事業者の技術的能力を定期的に確認する「技能試験」について、一括外部委託化を進めるため、専門的な技術的能力を有すると見込まれる外部機関に対して、技能試験サンプルの作成、参加事業者への配布、試験結果の回収及び統計的解析等を含めた技能試験の運営に係る業務を引き続き試行的に委託し、技能試験プロバイダーとしての育成を行う。
- (3) 講習業務については、受講者に対するサービスの低下を招かないよう配慮した上で、地域における講習需要の把握から、地域別講習実施計画案の作成、具体的会場手配に至る講習実施業務の一括的なアウトソーシングを的確に実施する。
- (4) 基本人間特性に関わるデータ取得に向けて、計測装置や計測スケジュール、計測作業のアウトソース化の検討を開始する。
- (5) その他一般管理業務を含め、費用対効果、専門性等の観点から、アウトソーシングの可能性を積極的に検討するとともに、アウトソース可能なものについて順次実施に移す。

## 3．外部人材の効果的活用

- (1) 認定業務については、機構外の技術を有する者に対し審査員資格取得に係る研修を行い、資格取得後は技術専門家として活用するシステムの運用を行うことにより、審査実施能力の拡大を図る。
- (2) 製品安全関係業務については、外部機関の技術的専門家の中から、18年度に引き続き、製品安全に係る調査能力を有する人材を発掘し、機構の製品事故調査員として任用するシステムの活用等により、製品安全業務における事故情報の調査・分析能力の向上を図る。

#### 4．機動的な内部組織の構築と人員配置

業務遂行に最適な内部組織を構築するとともに、一般管理費の削減に対応した最も効率的な体制となるよう業務量の変動に応じた人員配置を図るため、以下の体制整備を行う。

- (1) 支所の運用及び職員の配置について、経済産業局をはじめ地域の関係機関等と連携して製品事故に関する情報の収集・調査を的確に行う体制を確保するとともに、最も効率的な体制となるよう業務量の変動に応じた人員配置を図る。
- (2) 職務権限の委譲等により、機動的かつ迅速な意思決定を図る。
- (3) その他、業務のプライオリティ、アウトソーシング、情勢の変化等にに合わせて、機動的に内部組織の構築と人員配置を行う。

#### 5．業務の電子化の推進

各府省情報化総括責任者連絡会議決定（平成17年6月29日）「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」、同決定（平成18年3月31日）「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」、経済産業省電子政府構築計画に基づき、業務・システムに係る最適化計画を策定するとともに、機構全体の情報システム整備に係る年度計画を策定する。また、IT 調達の透明性、公平性確保のため、CIO 補佐官の活用、ガイドランスの整備等により調達審査体制を強化する。

情報セキュリティ政策会議決定（平成17年12月13日）「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」、同決定（平成18年6月15日）「セキュア・ジャパン 2006」に基づき、機構全体の情報セキュリティ体制・対策の整備を進める。

． 予算、収支計画資金計画

1． 予算

平成19年度予算

(単位：千円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	7,587,842
施設整備費補助金	102,000
受託収入	206,783
うち国からの受託収入	87,084
うちその他からの受託収入	119,699
その他収入	192,572
計	8,089,197
支出	
業務経費	6,461,190
施設整備費補助金	102,000
受託経費	206,783
一般管理費	1,319,224
計	8,089,197
収入	
講習関係収入	395,567
計	395,567
支出	
講習関係経費	592,963
計	592,963
翌年度への繰越金	197,396

2. 収支計画

平成19年度収支計画

(単位：千円)

区 別	金 額
費用の部	7,718,117
經常費用	7,718,117
業務経費	5,471,980
受託経費	206,783
一般管理費	1,319,224
減価償却費	720,130
財務費用(利息)	0
臨時損失	0
収益の部	7,718,117
運営費交付金収益	6,598,632
受託収入	206,783
手数料収入	192,572
資産見返負債戻入	720,130
寄附金収益	0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0
費用の部	592,963
講習関係経費	592,963
収益の部	395,567
講習関係収入	395,567
純利益	197,396
目的積立金取崩額	0
総利益	197,396

### 3. 資金計画

#### 平成19年度資金計画

(単位：千円)

区 別	金 額
資金支出	8,484,764
業務活動による支出	7,590,950
投資活動による支出	1,091,210
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	197,396
資金収入	8,484,764
業務活動による収入	8,382,764
運営費交付金による収入	7,587,842
受託収入	206,783
講習関係収入	395,567
その他の収入	192,572
投資活動による収入	102,000
施設費による収入	102,000
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	0